

# 小児慢性特定疾病医療費助成制度における 指定医の申請手続について

- 平成26年5月に成立した「児童福祉法の一部を改正する法律」により、平成27年1月1日から新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度が実施されました。
- 新制度では、市長の指定を受けた指定医に限り、小児慢性特定疾病医療費助成の申請に必要な診断書(医療意見書)を記載することができます。

## 指定医の手続き等

### 【申請手続】

「小児慢性特定疾病指定医指定申請書」に次の書類を添付して、大津市あてに提出してください。

1. 経歴書(別紙)
2. 医師免許証の写し
3. 「専門医の資格を証明する書面」または「都道府県が行う研修の課程を修了したことを証する書面※」の写し

※小児慢性特定疾病指定医研修サイトで大津市の指定医研修を受講いただけます。詳細については、健康推進課までお問合せください。

### 【提出・問合せ先】

〒520-0047

大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津2階

大津市保健所健康推進課 母性保健係

電話:077-528-2748 FAX:077-523-1110

## 指定医の要件・有効期間・職務

### 【要件】

#### ● 小児慢性特定疾病指定医

以下の①または②の要件を満たすこと

- ①厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格を有すること
- ②都道府県等が実施する研修を受けていること

### 【有効期間】

- 小児慢性特定疾病指定医(専門資格による)の有効期間は、指定を受けた日から5年間です。

### 【職務】

- 小児慢性特定疾病の医療費助成の支給認定申請に必要な医療意見書の作成。
- 登録管理システムへの患者データ(医療意見書の内容)の入力。

### 【留意事項】

- 申請は、主として小児慢性特定疾病の診断を行う医療機関の所在都道府県に行うこととなります。ただし、医療機関の所在地が政令指定都市または中核市の場合は、所在政令指定都市または所在中核市に行うこととなります。
- 指定を行った後、大津市から申請者あてに指定通知を送付します。(送付先は、勤務している医療機関とします。)
- 指定を行った指定医は大津市が公表します。